

X - 1 - 1 - 1 - 02
5 年 保 存

秋 本 交 指 第 1 4 3 号
平 成 1 9 年 6 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

放置違反金に係る滞納処分を行う警察職員の指定の一部改正について（例規）

放置違反金に係る滞納処分を行う警察職員（以下「徴収警察職員」という。）の指定については、「放置違反金に係る滞納処分を行う警察職員の指定について（例規）」（平成18年5月22日付け秋本交指第109号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）の一部改正に伴う適用条文の変更と業務の見直しを図り、平成19年7月1日から次のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成19年6月30日をもって廃止する。

記

1 徴収警察職員の指定基準

細則第7条の10第1項に規定する徴収警察職員は、巡査部長以上の警察官又は主任以上の職にある一般職員とする。

2 徴収警察職員の指定等

- (1) 徴収警察職員の指定については、交通指導課長の推薦に基づき指定し、放置違反金に係る滞納処分を行う徴収職員名簿（別記様式）に登載するものとする。
- (2) 徴収警察職員に対し、細則第7条の10第2項に規定する徴収職員証を交付するものとする。

